

鼎談「図書館の現状と改革の課題—図書館職員の地位向上をめざして—」

発言要旨

京都橘大学文学部歴史遺産学科教授 嶋田 学

図書館行政・施策の現状と改革の方向性

地方公務員数は、令和4年度当初、280万3,664人で、平成6年をピークとして対同年比で約48万人減少した一方、図書館職員数は、2001年の27,345人から2021年の42,451人まで増加している。しかし正規職員比率は、64.1%から21.6%に減少している。図書館施設の面では、総務省の「公共施設等総合管理計画」の推進施策が、自治体施設の再編に影響を及ぼしている。

職員制度については、2020年4月より始まった「会計年度任用職員制度」が、「同一労働同一賃金」を目指した地方公務員法改正であったが、実際には収入減や雇用止めにつながる事例が見られる。

指定管理者制度の導入状況は、2021年度の社会教育調査によると、導入館図書館数では、704館で導入館比率は20.9%、導入自治体数では、300団体で導入自治体比率は22.2%となっている。

2000年代以降の図書館施策をみると、図書館設計思想として、「貸出し機能重視」から「滞在・交流機能の付加」への変化がみられる。また、新自由主義による「自己判断自己責任」論や、地方分権、自治体合併による政策形成力の要請への対応として「課題解決型図書館」の模索がみられる。社会教育施策の大きな制度変更としては、図書館等の社会教育施設の管理・運営が、2019年の法改正により首長部局で可能となった。

図書館改革の方向性としては、図書館の機能に「ケア」という要素を見出し、これを「コモン」（社会共通資本）として高めていく必要性を指摘したい。「ケア」とは「配慮すること」「関心をむけること」であり、コロナ禍によってエッセンシャルワーカーとして認識された、医療、保健、介護、保育、教育、衛生、食料、流通を提供する仕事を「ライフ・メイキングシステム」（命を育む仕組み）と位置付け、市民自治で維持、保護していくことが重要である。大切な「もの・こと」をコモンとして活かし、守るのは「自治」「ミニユシパリズム」による重層的な民主主義であり、地方自治の中でそれを実現させていくために、図書館は必須の社会装置である。